



鳥取県公報

平成15年10月24日(金)
号外第133号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委告示	平成16年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科生徒募集要項(26)(小中学校課).....	1
	平成16年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項(27)(＼).....	9
	平成16年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項(28)(＼).....	11

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第26号

鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科の生徒募集を、次の要項により実施する。

平成15年10月24日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

平成16年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 募集生徒数

(1) 高等部

普通科 単一障害学級、重複障害学級 11人

保健医療科 8人

(2) 専攻科

理 療 科 10人

2 出願資格を有する者

(1) 高等部

普通科の単一障害学級及び保健医療科にあつては視覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあつては視覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成16年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成16年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長（以下「鳥取盲学校長」という。）に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身（在学）学校長を経由することを要しない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書並びに専攻科にあっては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成16年2月2日（月）から同月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成16年2月12日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校（以下「鳥取盲学校」という。）

(5) その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者）に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成16年3月4日（木）午前9時から午後4時30分まで（午前8時30分までに集合すること。）

(2) 場所

鳥取盲学校

(3) 学力検査実施教科等

ア 高等部

普通科 単一障害学級志願者 国語、社会、数学、理科及び英語

重複障害学級志願者 諸検査

保健医療科 国語、社会及び適性検査

イ 専攻科 国語、理科、数学及び英語（盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、申出により数学又は英語のいずれかを保健医療に代えることができる。）

(4) その他

ア 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

イ 学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成16年3月8日（月）正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続

3の(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成16年3月10日(水)から同月17日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成16年3月17日(水)までの消印があるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成16年3月22日(月)午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

イ 場所

5の(2)に同じ。

ウ 学力検査実施教科

5の(3)に同じ。

エ その他

5の(4)に同じ。

(5) 合格者の発表

平成16年3月24日(水)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、平成16年1月8日(木)から鳥取盲学校において交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校(〒680-0151 岩美郡国府町大字宮下1265 電話 0857-23-5441、ファクシミリ 0857-23-5442)に問い合わせること。

平成16年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項

1 募集生徒数

普通科 単一障害学級、重複障害学級 11人

産業工芸科 被服科 8人

2 出願資格を有する者

普通科の単一障害学級並びに産業工芸科及び被服科にあっては聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあっては聴覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成16年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオーディオグ

ラム(測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)で測定する。)を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成16年2月12日(木)から同月19日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成16年2月19日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成16年3月4日(木)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科等

普通科	単一障害学級志願者	国語及び数学
	重複障害学級志願者	諸検査
産業工芸科	国語及び数学	
被服科	国語及び数学	

(4) その他

学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成16年3月11日(木)正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続

3の(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成16年3月12日(金)から同月16日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成16年3月16日(火)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成16年3月18日(木)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

イ 場所

5の(2)に同じ。

ウ 学力検査実施教科

5の(3)に同じ。

エ その他

5の(4)に同じ。

(5) 合格者の発表

平成16年3月19日(金)正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、平成16年1月9日(金)から鳥取聾学校において交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校(〒680-0151 岩美郡国府町大字宮下1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606)に問い合わせること。

平成16年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

鳥取県立白兔養護学校(以下「白兔養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級、訪問学級 42人

鳥取県立倉吉養護学校(以下「倉吉養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級、訪問学級 33人

鳥取県立米子養護学校(以下「米子養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級 38人

鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級、訪問学級 20人

鳥取県立鳥取養護学校(以下「鳥取養護学校」という。)普通科 単一障害学級、重複障害学級 11人

2 出願資格を有する者

(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校(ただし、米子養護学校には訪問学級は設けない。)

単一障害学級にあっては知的障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障害学級にあっては知的障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成16年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 皆生養護学校

単一障害学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当するものとする。

(3) 鳥取養護学校

単一障害学級にあっては肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のア

又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあっては肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書(鳥取養護学校にあっては、医師の診断書)を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成16年2月2日(月)から同月5日(木)までとする。ただし、郵送による場合は、平成16年2月5日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

各養護学校

(5) その他

各養護学校の長は、入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

(1) 白兔養護学校にあっては、調査書等の審査及び面接の結果により行う。

(2) 倉吉養護学校及び米子養護学校にあっては、調査書等の審査、諸検査及び面接の結果により行う。

(3) 皆生養護学校の単一障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査又は観察及び面接の結果により行い、訪問学級にあっては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

(4) 鳥取養護学校の単一障害学級にあっては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあっては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

5 学力検査、面接等の日程等

(1) 白兔養護学校

ア 日時

平成16年2月19日(木)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)。ただし、訪問学級の志願者にとっては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

白兔養護学校。ただし、訪問学級の志願者にとっては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

(2) 倉吉養護学校

ア 日時

平成16年2月19日(木)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)。ただし、訪問学級の志願者にとっては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者にとっては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

ウ 諸検査と面接

諸検査終了後、面接を実施する。

(3) 米子養護学校

ア 日時

平成16年2月19日(木)午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)

イ 場所

米子養護学校

ウ 諸検査と面接

別途養護学校の長が通知する方法により実施する。

(4) 皆生養護学校

ア 学力検査(単一障害学級及び重複障害学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成16年2月19日(木)午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科等

単一障害学級 国語及び数学

重複障害学級 国語及び数学又は観察

イ 面接(志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては学力検査等終了後、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する日時とする。

(イ) 場所

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては皆生養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する場所とする。

(5) 鳥取養護学校

ア 学力検査(単一障害学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成16年2月19日(木)午前9時20分から午後2時まで(午前9時までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語、数学及び英語

イ 面接(志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一障害学級の志願者にあつては学力検査終了後、重複障害学級の志願者にあつては午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること。)とする。

(イ) 場所

鳥取養護学校

6 合格者の発表

各養護学校において平成16年2月24日(火)正午に発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合は、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

ア 出願手続

3の(1)に同じ。

イ 出願期間

平成16年2月26日(木)から同年3月2日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成16年3月2日(火)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

エ 面接の日程等

(ア) 日時

平成16年3月8日(月)午前10時30分から(午前10時までに集合すること。)。ただし、白兔養護学校及び倉吉養護学校の訪問学級にあっては、各養護学校の長が通知する時間とする。

(イ) 場所

志願した養護学校。ただし、白兔養護学校及び倉吉養護学校の訪問学級にあっては、各養護学校の長が通知する場所とする。

オ 合格者の発表

平成16年3月12日(金)正午に各養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(2) 皆生養護学校

ア 出願手続

3の(1)に同じ。

イ 出願期間

平成16年2月26日(木)から同年3月3日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成16年3月3日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

エ 学力検査及び面接の日程等

(ア) 学力検査(単一障害学級及び重複障害学級の志願者に対してのみ実施)

a 日時

平成16年3月8日(月)午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)

b 場所

皆生養護学校

(イ) 学力検査実施教科等

5の(4)のアの(ウ)に同じ。

(ウ) 面接(志願者全員に対して実施)

a 日時

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては学力検査等終了後、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が指定した時間とする。

b 場所

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては皆生養護学校、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する場所とする。

オ 合格者の発表

平成16年3月12日(金)正午に皆生養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(3) 鳥取養護学校

ア 出願手続

3の(1)に同じ。

イ 出願期間

平成16年2月26日(木)から同年3月2日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成16年3月2日(火)までの消印のあるものに限りに受け付ける。

ウ 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

エ 学力検査及び面接の日程等

(ア) 日時

平成16年3月8日(月)午前9時30分から(午前9時までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科(単一障害学級の志願者に対してのみ実施)

5の(5)のア(ウ)に同じ。

(エ) 面接(志願者全員に対して実施)

単一障害学級志願者にあつては学力検査終了後、重複障害学級の志願者にあつては午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること。)実施する。

オ 合格者の発表

平成16年3月12日(金)正午に鳥取養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、各養護学校において次の日から交付する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成16年1月21日(水)

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成16年1月13日(火)

(3) 生徒の募集に関する説明会を各養護学校において次の日時に開催する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成16年1月21日(水)午前10時から

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成16年1月13日(火)午後1時30分から

(4) 生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合わせること。

白兔養護学校(〒689-0201 鳥取市伏野1550-1 電話 0857-59-0585、ファクシミリ 0857-59-1237)

倉吉養護学校(〒682-0836 倉吉市長坂新町1231 電話 0858-28-3500、ファクシミリ 0858-28-1144)

米子養護学校(〒689-3543 米子市蚊屋343 電話 0859-27-3411、ファクシミリ 0859-27-3411)

皆生養護学校(〒683-0004 米子市上福原七丁目13-4 電話 0859-22-6571、ファクシミリ 0859-38-3485)

鳥取養護学校(〒680-0901 鳥取市江津260 電話 0857-26-3601、ファクシミリ 0857-27-3207)

鳥取県教育委員会告示第27号

平成16年度鳥取県立鳥取養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成15年10月24日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

平成16年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児数

(1) 鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)幼稚部

平成10年4月2日から平成11年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。)単一障害学級、重複障害学級 6人

平成11年4月2日から平成12年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。)単一障害学級、重複障害学級 8人

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに出生した幼児(以下「3歳児」という。)単一障害学級、重複障害学級 9人

(2) 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校(以下「ひまわり分校」という。)幼稚部

5歳児 単一障害学級、重複障害学級 7人

4歳児 単一障害学級、重複障害学級 8人

3歳児 単一障害学級、重複障害学級 9人

2 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のもの

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。)を添えて鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成16年1月26日(月)から同月30日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、平成16年1月30日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成16年2月18日(水)午前9時30分から午前11時30分まで

(2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成16年2月24日(火)正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、平成16年1月9日(金)から鳥取聾学校又はひまわり分校において交付する。
- (3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校(〒680-0151 岩美郡国府町大字宮下1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606)又はひまわり分校(〒683-0004 米子市上福原七丁目13-2 電話 0859-23-2810、ファクシミリ 0859-23-2810)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第28号

平成16年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成15年10月24日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

平成16年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項**1 募集幼児数**

平成10年4月2日から平成11年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。)単一障害学級、重複障害学級 7人

平成11年4月2日から平成12年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。)単一障害学級、重複障害学級 9人

2 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のもの

3 出願方法**(1) 出願手続**

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校長(以下「皆生養護学校長」という。)に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所**ア 出願期間**

(ア) 平成16年2月2日(月)から同月5日(木)までとする。ただし、郵送による場合は、平成16年2月5日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)

(3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成16年2月19日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 皆生養護学校

(3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成16年2月24日(火)正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、平成16年1月26日(月)から皆生養護学校において交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校(〒683-0004 米子市上福原七丁目13-4 電話 0859-22-6571、ファクシミリ 0859-38-3485)に問い合わせること。